

## B アドバンス助産師〔看護管理者〕区分の更新要件

### 【更新の考え方】

アドバンス助産師〔看護管理者〕は、「院内助産を自律して実践できる助産師」としてCLOCMiP®レベルIIIが認証されていることを前提として、管理業務を遂行できる能力を有していることが更新要件となります。よって、更新時までの実施例数は問いません。

		要件	提出書類
総合評価	A		
到達の条件	能力 マタニティケア	緊急時の対応の実践・指導ができる	施設内承認書 <sup>2)</sup>
	専門的自律能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年間で、1～3のいずれかの要件を満たすこと</li> <li>1. 認定看護管理者セカンドレベル研修(180時間)(B-1)               <ul style="list-style-type: none"> <li>*2011年までの旧カリキュラム受講者は、本要件に該当しないため、2、3いずれかを受講してください</li> <li>*2012～2014年に認定看護管理者セカンドレベル研修を受講した者は、初回の更新に限り申請が可能です</li> </ul> </li> <li>2. 看護管理者研修(120時間)+指定研修<sup>1)</sup>(60時間)(B-2)               <ul style="list-style-type: none"> <li>*看護管理者研修とは、日本看護協会および都道府県看護協会が主催する「産科管理者交流集会」等、看護管理をテーマにした研修を指します</li> </ul> </li> <li>3. 管理における実践<sup>3)</sup>(120時間)+指定研修<sup>1)</sup>(60時間)(B-3)               <ul style="list-style-type: none"> <li>※管理における実践(120時間)は1)～5)のとおり</li> <li>1)教育(30時間):目標による管理面接、教育評価等</li> <li>2)研究(24時間):研究計画書、施設内(学会含む)報告等</li> <li>3)コミュニケーション(6時間):プレゼンテーション、講義等</li> <li>4)倫理(12時間):意思決定支援のファシリテーション等</li> <li>5)管理(48時間):災害訓練、感染対策、地域連携、看護管理に関連した委員会活動等</li> </ul> </li> </ul>	
必須研修	マタニティケア能力	新生児蘇生法(NCPR):Bコース以上  ・分娩期の胎児心拍数陣痛図(CTG)に関する研修 ・フィジカルアセスメント5領域 <sup>3)</sup> :妊娠期、脳神経、呼吸/循環、代謝、新生児 ・子宮収縮剤の使用と管理 ・助産記録 ・妊娠から授乳期における栄養 ・周産期のメンタルヘルス <sup>4)</sup> ・母体感染のリスクと対応 ・臨床推論(総論)	認定証または合格通知書  修了証
		・出血時の対応に関する研修(常位胎盤早期剥離)	
研修	専門的自律能力	・周産期の倫理に関する研修 ・助産師および後輩教育等に関連した研修  3回の学術集会 <sup>5)</sup> への参加および1回の発表(共同研究、ポスター発表可)	参加証/参加時のネームカード等

1) 以下の①～④を指定研修とします。

① 日本看護協会主催研修のうち、アドバンス助産師〔看護管理者〕区分更新の到達条件として認められた研修

詳細は、日本看護協会ウェブサイト、日本助産評価機構ウェブサイトを確認してください。

日本看護協会ウェブサイト >> 生涯学習 >> 研修のページ 日本助産評価機構ウェブサイト >> アドバンス助産師 >> 更新申請のページ

② WHC能力育成のための教育プログラムにもとづく院内研修を企画、かつ、受講した場合

③ 日本助産学会が主催する助産政策ゼミ

④ 日本看護協会が把握した、都道府県看護協会で開催される日本看護協会役員または助産師職能委員が講師を担う研修

2) 施設内承認の詳細については、日本助産評価機構ウェブサイトでお知らせします。

3) フィジカルアセスメントは5領域すべての研修を受講してください。

4) 必須研修「周産期のメンタルヘルス」と認められる研修は、日本助産実践能力推進協議会のオンデマンド研修および日本産婦人科医会主催のもののみです。

5) 日本助産評価機構では、プログラムに基調講演や教育講演等の講演と一般演題発表が含まれている集会を学術集会とします。学術集会は、分野を問わず更新申請に利用できます。